

行政区障害者相談支援連絡調整会議での地域課題検討状況

1. 葵区障害者相談支援連絡調整会議

【葵一1】

項目	内容
地域課題の名称	緊急時に利用できる施設がないことについて
地域課題の概要	<p>静岡市内の入所施設は常に満床、短期入所施設は利用が重なってしまう状態にあり、利用したいときに利用できない。</p> <p>また、虐待を受けた障がい者や触法行為を犯した障がい者、日常起りえる緊急事態（養護者が入院等）でも緊急的に対応できる施設がない。</p> <p>市内だけでなく県内施設に受け入れを打診しても、どこも満床状態で緊急時でも対応を断られている現状である。</p>
検討状況	<p>葵区事務局では、緊急時の支援にスポットを当てつつ、緊急事態が発生する前段階での備えが出来ないかという点にテーマを絞って協議している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時の利用のため、短期入所の支給決定を受けているが、どの施設とも契約しておらず、利用したいときにすぐに利用に結びつかないケースが見受けられる。 →緊急時の速やかな利用につなげるために、緊急時に限らず、体験的または定期的な短期入所の利用を相談支援の際に勧めていく。 短期入所や施設入所にあたり「健康診断」が必要となるが、施設によって検査項目は様々で、なおかつ診断の結果が出るまで少なくとも1週間を要するので、緊急時の健康診断の対応は困難である。 →あらかじめ短期入所を利用しておくことで、健康診断の要件を満たしておくよう受給者に推進していく。 また、可能であれば健康診断の検査項目・様式・有効期間等を市内で統一することが出来ないだろうか。
今後の対応	マネジメント機能を高めて、計画相談の事業所と短期入所の事業所とが連携して、情報の共有化を図り、短期入所の利用の平準化に努めていく。

【表-2】

項目	内容
地域課題の名称	日中活動系サービスと短期入所の同日利用について
地域課題の概要	<p>本市の取扱いとして、緊急やむを得ない事情等により、一時的に短期入所の支給量を増加した方（月8日以上の支給決定を受けた方）については、一定期間の連續した短期入所利用が想定されることから、短期入所の1日単価（1日の支援に必要な費用を括的に評価した単価）を算定することとし、同日に日中活動系サービスを利用することを認めていなかった。</p> <p>しかし、本人の心身の安定や生活リズムを考えた場合に、これまで利用していた日中活動系サービスを利用しながら、連續した短期入所が必要と考えられるケースがあり、日中活動系サービスと短期入所の同日利用について検討が必要となった。</p>
検討状況	<ul style="list-style-type: none"> 同様の事案について、自治体ごとに取り扱いが異なっており、事業所によっては、静岡市の受給者の利用が断られることがある。 短期入所のみの利用となると、本人に対するすべての支援がこれまでとは異なる環境下での提供となるため、精神状態や生活リズムが崩れてしまい、体調に影響が及ぶ恐れがある。 同日利用が認められた先の課題として、短期入所事業所と日中系の事業所が離れていて、生活介護事業所が送迎等を実施していない場合の事業所間の送迎の問題が残る。
今後の対応	<p>(今後の対応)</p> <p>① 短期入所を7日以内で支給決定されている方については、引き続き日中活動系サービスと短期入所を同日に利用することができる。（その場合の報酬は、日中活動系サービスを併せて利用する場合の短期入所の単価。）</p> <p>② 短期入所を8日以上支給決定する方については、以下の条件の基で日中活動系サービスと短期入所を同日に利用することができる。（その場合の報酬は、日中活動系サービスを併せて利用する場合の短期入所の単価。）</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期入所の支給量増加が一時的であること。 サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の中で、短期入

所及び日中活動系サービスを同日に利用する旨が記載されていること。（日中、日中活動系サービスを利用する必要性が計画書から確認できること。）

※施設入所を目的とした、短期入所の長期の利用については、従来どおり、日中活動系サービスの併給は行わないこととする。（その場合の報酬単価は、短期入所のみを利用する場合の単価。）

（上記対応の理由）

短期入所の支給量を増加させる必要がある状況としては、主に介助者の病気や入院が想定される。この場合、慣れた介助者の不在や生活環境の変化が予想され、障害者本人にとっては大きなストレスとなると考えられる。知的障害者や重症心身障害者にとっては、さらにその影響が大きいと思われることから、障害者本人の過度な精神的な負担を軽減する意味から、日中は通いなれた通所事業所を利用できるよう、本人が希望する場合には、日中活動系サービスとの併用を認めることとする。

2. 駿河区障害者相談支援連絡調整会議

【駿河一】

項目	内容
地域課題の名称	<p>緊急時に支援策や選択肢がなく、支援がつながらない方への支援について</p>
地域課題の概要	<p>緊急的な支援が必要なケースでも満床状態や、支援体制が確保できない等の理由から支援がつながらない状況が発生している。</p> <p>市外の施設については「施設の在エリアで短期入所枠を調整しているため、優先的な対応はできない」と断られる場合もある。</p> <p>緊急時の支援を調整するにあたり、相談支援事業所で対応するには限界がある。</p>
検討状況	<p>11月の駿河区連絡調整会議にて、上記の状況について、入所施設職員、GH職員、居宅介護事業所職員、当事者団体から意見や現状の報告を受けて、情報の共有を図った。</p> <p>【入所施設職員】 施設入所については、事業開始からこれまで空きが生じたことは一度もなく、常に満床の状態が続いている。</p> <p>短期入所については、緊急になってから利用を申し出てくる利用者が多いため、本人の慣れや健康診断等もあるため、緊急時だけでなく、比較的空いている平日等に定期的な利用をしてほしい。</p> <p>【GH職員】 GHを今後増やしていくことは、報酬等経済的な理由及び地域住民からの理解を得ることが難しいとの理由から困難である。</p> <p>【居宅介護事業所職員】 緊急的な利用の打診があっても、その時に対応できる職員がないければ、利用を断らざるを得ない。</p> <p>また、事業所側としては、緊急なケースほど経緯や成育歴を把握したい。</p> <p>慢性的な人材不足は否めないので、人材の育成等の強化は必要。</p> <p>【当事者団体】</p>

	当事者団体としては、当事者団体が中心となって入所施設を作っていくのは経済的にも、人員配置的にも困難であり、施設等の整備を行政に担っていただきたい。
今後の対応	参加した事業所から、上記会議のように事業者同士で情報共有や課題検討する場は有意義で、このようなネットワークが必要であるとの意見が多かったため、今後も事業者等の参加を求め、様々な視点から協議を継続していく。

3. 清水区障害者相談支援連絡調整会議

【清水一】

項目	内容
地域課題の名称	引きこもりがちな障がい者への支援について
地域課題の概要	<p>他者との関係づくりに課題がある、外部との関わりについて拒否的または無関心なため引きこもりがちになっている障がい者への支援について、相談支援事業所等が継続的に関わっていることで、何とか支援につながっているケースが多い。相談支援事業所として本人と関わっていく中で、家族や地域住民等への橋渡し役としてどこまで担っていくべきなのか困る場合がある。</p> <p>また、問題行動等があるケースではないので、家族が困難と感じていない事例が多く、将来的に養護者がいなくなった場合や、緊急時の対応について危惧される。</p>
検討状況	<p>介護保険から参入してきた新規のヘルパー事業所等は、知的障がいのある人とのコミュニケーションや関わり方に対する理解が乏しいため、事業所間や事業所内で意見交換や研修等を実施することで、関係づくりに課題を抱えている人への支援体制を整備していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族以外の第三者として、まず相談支援事業所が関わっていき、本人の世界を少しでも広げ、外部との関わりを徐々に増やしていく。 →人との関わりを増やしていくために、学生ボランティアとの連携を検討し、比較的若い当時者については、年齢の近い人と関わることで他者との関係づくりを促進していく。 ・ 本人に対する関わり方や支援のみを検討するのではなく、家族に対する支援も同時に考えていく必要がある。 →地域の障害者相談員や家族会等の当事者団体と交流することで、日常的に家族が相談できる関係や障害の理解を深める機会を築いていく連携していく。
今後の対応	確認した現状及び現在支援している当事者に関する報告等を踏まえ、学生ボランティアや地域の障害者相談員等と連携体制を構築していく。

【清水一2】

項目	内容
地域課題の名称	介護者が不在になった時の生活支援について
地域課題の概要	個別ケースとして、介助者である母親が、骨折のため緊急入院となり、知的障がいのある娘が在宅に残される状況となった。短期入所の支給決定をすでに受けているので、短期入所の利用を調整したが、市内の施設にはほとんど空きがない状況であった。
検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の施設に受け入れを依頼することができないか。 →他市での場合、送迎等の問題があるため利用が難しい。 ・短期入所を緊急時の保険として支給決定されている人が多く、緊急の状態になってから利用を検討するケースが多い。 →前もって利用しておくことで、面談や健康診断、施設に対する本人の慣れなどの問題をクリアすることができるため、体験的に利用すること、定期的に利用することを相談支援の中で薦めていく。
今後の対応	マネジメント機能を高めて、計画相談の事業所と短期入所の事業所とが連携して、情報の共有化を図り、短期入所の利用の平準化に努めていく。

